

令和7年度 8月補正予算の概要

令和7年度鯖江市一般会計補正予算（第2号）

予算の規模

一般会計の8月補正予算の規模は ゼロ(歳入更正のみ)
 この結果、一般会計の予算現計は 343億1,480万円(増減なし)

(単位:千円・%)

区分	令和7年度			令和6年度との比較		
	補正前予算	補正額	予算現計	8月補正後予算	増減	伸び率
一般会計	34,314,800	0	34,314,800	30,514,200	3,800,600	12.5

予算案の概要

鯖江中学校体育館長寿命化改修事業

財源更正のみ
(教育政策課)

国に要求していた交付金が、1次申請に続き2次においても採択が得られなかったことを受け、鯖江中学校の供用開始を令和9年4月から計画どおり確実にを行い、生徒の学習環境を確保するためには、これ以上の遅延は許されないとの判断から、交付金事業ではなく、「緊急防災・減災事業債」および「公共施設等適正管理推進事業債」を活用した市単独事業で実施しようとするものです。

予算総額は補正せず、必要な財源更正のみを行います。

1 財源更正の内容

(単位:千円)

科 目	補正前予算		補正額	予算現計	
		鯖江中学校体育館 長寿命化改修分			鯖江中学校体育館 長寿命化改修分
国庫支出金(学校施設環境改善交付金)	119,780	68,161	△68,161	51,619	0
市債(中学校施設整備事業債)	326,100	165,500	84,100	410,200	249,600
前年度繰越金	102,790	28,022	△15,939	86,851	12,083
合 計	548,670	261,683	0	548,670	261,683

2 市債の内訳

(単位:千円)

		補正前予算	補正額	予算現計
(1)	①学校教育施設等整備事業債(補助裏)	122,600	△122,600	0
	②学校教育施設等整備事業債(単独)	42,900	△42,900	0
(2)	①緊急防災・減災事業債	0	141,900	141,900
	②公共施設等適正管理推進事業債	0	107,700	107,700
	合 計	165,500	84,100	249,600

(1) 当初予算計上の市債(減額する市債) 165,500千円

- ① 学校教育施設等整備事業債(補助: 充当率 90%、交付税措置率 60%)
 [補助事業費 204,483 千円 - 交付金 68,161 千円] × 90% ≒ 122,600 千円
- ② 学校教育施設等整備事業債(単独: 充当率 75%、交付税措置なし)
 単独事業費 57,200 千円 × 75% = 42,900 千円

(2) 補正計上する市債 249,600千円

- ① 緊急防災・減災事業債(充当率 100%、交付税措置率 70%)
 対象事業費 141,953 千円 × 充当率 100% ≒ 141,900 千円
- ② 公共施設等適正管理推進事業債(充当率 90%、交付税措置率 37%)
 対象事業費 119,730 千円 × 充当率 90% ≒ 107,700 千円

3 影響見込額

市単独事業で実施することに伴い、全体事業費 747,667 千円のうち本市の実質的な負担額は、25,544千円増の349,931千円となる見込みです。

	負担見込額	備 考
交付金事業	324,387	事業費 747,667 千円 - 交付金 203,500 千円 - 交付税措置*1 219,780 千円
単独事業	349,931	事業費 747,667 千円 - 交付税措置*2 397,736 千円
差引影響見込額	25,544	

また、市債発行額が増えることで利子額*3が増え、うち実質的な負担額も12,283千円増えるため、事業全体の影響見込額は、37,827千円増となる見込みです。

※1: 学校施設等整備事業債(補助裏)の60%が後年度に交付税措置 366,300千円×60%

※2: 緊急防災・減災事業債の70%が後年度に交付税措置 405,500千円×70%
 公共施設等適正管理推進事業債の37%が後年度に交付税措置 307,800千円×37%

※3: 年利1.3%、償還期間25年(据置3年)で試算した額

交付金事業の利子 86,976千円(うち交付税措置40,748千円) 実質的な負担46,228千円
 市単独事業の利子 132,258千円(うち交付税措置73,747千円) 実質的な負担58,511千円